

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十七(三)の五 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国関係会社の名称		1	適用対象金額 (別表十七(三の二)「26」)	8		
本たの 店る所 又事 在 は務 主所	国名又は地域名	2	子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三の二)「13」のうち(6)の外国 法人税の課税標準に含まれるもの)	9		
	所在地	3	控除対象配当等の額 (別表十七(三の二)「15」のうち(6)の外国法 人税の課税標準に含まれるもの)	10		
事業年度		4	調整適用対象金額 (8) + (9) + (10)	11		
外国 法 人 税	税種目	5	課税対象金額又は個別課税対象金額 (別表十七(三の二)「28」)	12		
	外国法人税額	6	$\frac{(12)}{(11)}$	13 %		
	増額又は減額前の事業年度又は 連結事業年度の(6)の金額	7	$(6) \times (13)$	14		
外国 金 融 子 会 社 等 の 計 算 以 外 の 部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 に 係 る 控 除 対 象	特又会の 定は社と 外対し 外該た 国象 関外 係当 会す 社関 係も	適用対象金額 (55)	15	外国 金 融 子 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 等 の 計 算	適用対象金額 (55)	24
		子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	16		子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	25
		控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	17		控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の 課税標準に含まれるもの)	26
	調整適用対象金額 (15) + (16) + (17)	18	調整適用対象金額 (24) + (25) + (26)		27	
	部分適用対象金額 (別表十七(三の三)「7」)	19	金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の四)「9」)		28	
	部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三の三)「9」)	20	金融子会社等部分課税対象金額又は 個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三の四)「11」)		29	
	$(20) \leq (18)$ の場合 $\frac{(20)}{(18)}$	21	$(29) \leq (27)$ の場合 $\frac{(29)}{(27)}$		30 %	
	$(20) > (18)$ の場合 $\frac{(20)}{(19)}$	22	$(29) > (27)$ の場合 $\frac{(29)}{(28)}$		31 %	
	$(6) \times ((21) \text{又は} (22))$	23	$(6) \times ((30) \text{又は} (31))$		32	
	(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額		33			
外国 異 動 法 し た 税 場 合 が	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(33)の金額		34			
	$(33) \geq (34)$ の場合 $(33) - (34)$		35			
	$(33) < (34)$ の場合 $(34) - (33)$		36	() 円		
課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額 (33)又は(35)		37	() 円			
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算						
所得計算上の適用法令		38	本邦法令・外国法令			
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額		39	減	48		
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額	40	算	49		
		41	小 計	50		
		42	基準所得金額 (39) + (44) - (50)	51		
		43	繰越欠損金の当期控除額	52		
小 計		44	当期中に納付することと なる法人所得税の額	53		
減 算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	45	当期中に還付を受けることと なる法人所得税の額	54		
	子会社から受ける配当等の額	46	適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)	55		